

柔道大会における新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン[2022年度]

(一財)愛媛県柔道協会 総務委員会
(大会運営部会)

1 大会開催に関して

(1) 大会開催可否の判断に関して

愛媛県が定めた「感染対策期」ならびに、国が定めた「緊急事態宣言」および「まん延防止等重点措置」の対象地域となった場合は、原則として中止及び延期とする。

但し、全国大会の予選、関係諸行事等の実施の必要性が生じた場合、関係者および関係諸機関と十分に審議を重ねたうえで、開催する場合がある。

(2) 大会開催に関して

大会開催にあたり、感染状況ならびに試合会場の規模に応じて、選手・監督・コーチの人数、審判・役員の人数、観戦可否および観客の人数等を大会本部で決定する。

開閉会式・表彰式等は簡略化したうえで実施する。

2 大会運営上の留意事項

(1) 感染予防対策の徹底

十分な感染予防対策を講じたうえで大会を開催する。なお、具体的な感染予防対策については、別途定めることとし、感染者が発生した場合の対応、事後処置などとともに、参加者および関係者全員に周知徹底するものとする。

(2) 大会参加に関して

保健所等の公的機関より、陽性または濃厚接触者と認定された参加者は、大会参加不可とする。

(3) 大会会場の入場に関して

すべての参加者は入場時に検温等のチェック受け、37.5℃以上もしくは症状が異常と判断された者は不可とする。また事前に配布された健康記録表を各自が記入し、一定期間保管しておくこととし、必要の際は提出を求める場合がある。

3 その他の留意事項および補足事項、諸連絡

- ① 上記(1・2)の各項目について、今後の感染状況によっては、その限りではない。
- ② 施設内への入場時の受付時間・受付場所、その他の関係事項等については、3密回避のため事前に設定された事項に従って実施することとする。
- ③ すべての参加者は、手指消毒やマスク着用等の感染防止対策を遵守することを条件とし、遵守できない者には途中退場を求めることがあり得る。
- ④ 会場の共用施設の使用等ならびに会場内消毒については、使用施設の規定を順守する。
- ⑤ 参加費は原則として事後振込とし、各所属団体が期日までに手続きを行うこととする。
- ⑥ 上記以外に必要と判断された事項については、大会本部で決定し、別途連絡する。